

九州貿易振興協議会台湾への販路開拓事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

九州貿易振興協議会台湾への販路開拓事業業務

2 事業の趣旨

台湾は2025年の日本の日本産農林水産物の輸出先として、米国、香港に次ぐ第3位の重要な市場である。

台湾企業の九州進出、台湾と九州を繋ぐ直行便の回復により、台湾と九州・山口における人・モノの移動が活発化し、台湾は九州・山口各県にとってより一層重要な市場になることが予想される。

九州貿易振興協議会では、日本産食材を取り扱う現地百貨店や小売店において、九州・山口が一体となったフェアを開催することにより、有望市場である台湾に対し、更なる各県産品の販路拡大を図ることを目的としている。

更に九州地域戦略会議「九州の食」輸出促進プロジェクトと連携し、双方の事業の相乗効果を図り、継続的な輸出に繋がる仕組みづくりを推進する。

3 事業内容

(1) 業務内容

受託者は、業務の目的を達成するために、九州貿易振興協議会事務局（以下、「事務局」という。）と連携し、以下の業務を行うものとする。

ア 現地バイヤー商談会の開催

(ア) 概要

日本物産展を開催する漢神百貨アリーナ店（高雄）のバイヤーを招へいし、商談会を開催する。商談会当日の運営を行う。

(イ) 開催場所

鹿児島市もしくは福岡市

※開催場所は現地バイヤー及び事務局と調整のうえ決定する。

(ウ) 開催回数

1回（2日）以上

(エ) 参加者

九州・山口各県の加工食品事業者（酒類・菓子・調味料等）40社程度

イ 現地百貨店での九州・山口フェアの実施

(ア) 趣旨

- 漢神百貨アリーナ店（高雄）で令和9年1月28日～2月11日に開催される「日本物産展」において、「九州・山口フェア」を運営し、物産展における当該フェアが効果的な内容になるように取り組む。
- 現地でデモ販売等を実施する九州・山口各県の事業者の販売促進活動の支援

を目的とした通訳者、現地販売促進に必要な人員等を手配する。

- ・ フェアの実施に伴い、九州・山口の認知度向上に効果的なPR資材（POPやポスター、動画等）の作成または借用を行う。
- ・ その他フェアの実施にあたり、百貨店と必要な調整等を適宜行う。
- ・ 「九州の食」輸出促進プロジェクトと連携し、双方の事業の相乗効果を図り、現地での継続的な輸出に繋がる仕組み作りに取り組む。
- ・ 上記の他、本事業の効果の向上に資する取組を実施する。
 - （例） ・ ターゲット地域のニーズ把握、販路開拓先のリサーチ
 - ・ ターゲット地域への営業活動
 - ・ 有力な連携先との関係構築

(2) ターゲット地域
台湾（南部）

(3) 事業対象品目：九州・山口各県の加工食品（酒類・菓子・調味料等）

4 成果物（事業報告書等）の提出

事業の実施概要及び成果がわかる事業報告書を作成し、事業終了後、すみやかに提出すること（データ含む。）

また、事務局で報告会を実施する場合、協力するものとする。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

6 その他留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たり、成果（目標）数値（例：輸出額、取扱アイテム数、商談・契約数など）の設定を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。

- (7) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。